

# 修学費延納・分納願

(西暦) 年 月 日

日本写真映像専門学校

校長 濱口 栄 様

学費支弁者 (〒 - )  
住 所

学費支弁者  
氏 名 (印)

志願者が支弁する場合は志願者、志願者以外（保護者、保証人等）が  
支弁する場合は支弁者の住所と氏名の記入および押印。

私は、(西暦) 年度 ※ 前期 ※ 延納  
※ 後期 の修学費について、 ※ 分納 を希望します。

学 籍 番 号	
学 科	学 科
学 生 氏 名	

注意  
・  
案内

- ・「延納」とは1回で納入すること、「分納」とは複数回に分けて納入することを指します。
- ・延納または分納ができるのは修学費（授業料・維持費・施設費）です。
- ・この願書を受理後、本校所定の延納届または分納届を送付します。当初の納入期日までに提出の上、学校長が許可した場合に限り、延納または分納ができます。
- ・前期分は8月31日まで、後期分は1月31日まで（フォトファイン学科は8月31日まで）に完納してください。
- ・延納届または分納届の未提出や記入した納入予定日までに納入がない場合、学費納入規程に基づき退学処分となる場合があります。

※印は、該当するものに○で囲んでください。

在校生用